

令和8年度（2026年度）北海道帯広緑陽高等学校の部活動に係る活動方針

1 基本的な考え方

- 生徒の自主性・自発性を尊重し、スポーツや文化に親しませるとともに、その活動を通じて、自主性や責任感、連帯感などの涵養、学習意欲や自己肯定感、対人関係能力などの向上に資するよう配慮する。
- 生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止を徹底する。
- けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮するとともに、教師の部活動指導における負担を考慮し、休養日や活動時間を設定する。

2 設置する部活動

〔文化系〕美術部・茶道部・吹奏楽部・マルチメディアクリエイイト部・書道部・放送局・図書局

〔運動系〕野球部・バスケットボール部・バレー部・サッカー部・陸上競技部・ソフトテニス部・テニス部・バドミントン部・弓道部・卓球部

3 休養日及び活動時間

- 「道立学校に係る部活動の方針」に基づくものとする。
- 複数の顧問を配置するなど「北海道教育委員会が定める要件」に当てはまる部活動では、次に示す休養日の下限と活動時間の上限の範囲で、休養日や活動時間を弾力的に設定できるものとする。なお、その場合であっても、顧問である教員の部活動に関わらない日を週2日以上設けるものとする。

〔休養日の下限〕

学期中は、平日に週1日以上、月1日以上、休養日を設ける。また、学校閉庁日を休養日とする。

〔活動時間の上限〕

1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休日（日曜日および土曜日、祝日、年末年始）は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

なお、活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。

4 その他

- 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出すること。
- 部活動顧問は、活動全般及び大会出場に要する経費を徴収する場合は、本校「部活動会計・学級費会計事務取扱規程」に基づき適正に処理すること。
- 部活動の充実や体制の整備などについては、「道立学校に係る部活動の方針」に基づき取り組む。
- 部活動に係る相談等の窓口は教頭とし、相談等は、郵便、FAX又は電子メールで受け付ける。

〔住 所〕〒080-0861 帯広市南の森東3-1-1

〔FAX〕0155-48-6603 〔e-mail〕obihiroryokuyou-z0@hokkaido-c.ed.jp